資料２

稲荷川流域水害対策協議会について

１　都道府県流域水害対策協議会（特定都市河川浸水被害対策法第７条参考）

➢　特定都市河川及び特定都市河川流域において，河川管理者等が共同して，流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため，組織することができるもの。

○流域水害対策協議会の構成員整理表

種別	特定都市河川浸水被害対策法第７条	備考（特定都市河川ガイドライン補足内容）
流域水害対策計画策定主体	河川管理者	
	下水道管理者	
	都道府県の長	
	市町村の長	
その他	接続河川の河川管理者	
	隣接都道府県，市町村の長（任意）	○広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
	学識経験者（任意）	○専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者
	その他河川管理者等が必要と認める者（任意）	○流域対策の実施を予定している民間事業者 ○地域の防災リーダー ○過去の洪水の歴史に詳しい住民 ○河川協力団体 ○水防協力団体

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

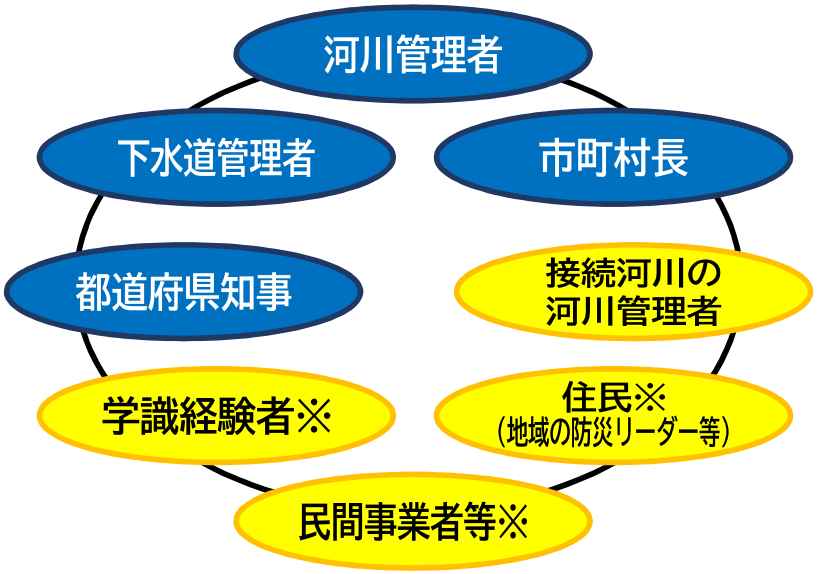

：流域水害対策計画の策定主体

※付き：計画策定主体が必要と認める場合（任意）

稲荷川流域水害対策協議会について

2　稲荷川流域水害対策協議会の構成員（案）

- 県・市行政機関の構成員については，流域水害対策計画に定める浸水被害対策の主体，または助言できる立場の関係者とし，円滑かつ効果的に協議を行うことができるメンバーを検討。
- また，流域水害対策計画については，河川整備基本方針や河川整備計画と整合を図る必要があることから，鹿児島県河川整備計画検討委員会の委員長である齋田倫範准教授（鹿児島大学）に参画を依頼。
- 住民や民間事業者の参画については，今後，流域水害対策計画の検討状況に応じ，必要性を判断。

○流域水害対策計画に定める浸水被害対策の位置付け（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ参考）

分類		目的	対策内容	関連法令・計画等
被害を軽減する	被害軽減	浸水被害の軽減	避難・水防等	水防法
			ポンプ施設操作	（操作規則）
被害対象を減らす	土地利用	立地規制 移転・住まい方の工夫 （浸水の許容）	浸水被害防止区域	都市計画 立地適正化計画
		貯留機能の保全 （浸水の許容）	貯留機能保全区域	
		氾濫拡大の抑制	浸水被害軽減地区 （二線堤）	水防法
氾濫をできるだけ防ぐ・減らす	流出抑制	河川氾濫の防止 浸水の防止	雨水貯留浸透施設	―
			ため池活用	土地改良長期計画
			水田貯留	
		浸水の防止	下水道管理者による 雨水貯留浸透施設	下水道事業計画
		河川氾濫の防止	河川管理者による 雨水貯留浸透施設	河川整備計画
	洪水調節		事前放流（ダム）	河川法
			ダム・遊水地	河川整備計画等
	河道		河道掘削・築堤 輪中堤・放水路等	河川整備計画

○構成員（案）

構成員（案）			備考
鹿児島市	建設管理部長		河川（接続）
	都市計画部長		都市計画等
	農林水産部長		水田貯留等
	下水道部長		下水道
鹿児島県	土木部	河川課長	河川
		都市計画課長	都市計画
		都市計画課 生活排水対策室長	下水道
	農政部	農地整備課長	水田貯留等
	鹿児島地域振興局	建設部長	河川等
		農林水産部長	水田貯留等
学識経験者		齋田倫範准教授	

甲突川・新川・稲荷川流域水害対策協議会について

3　流域水害対策協議会と流域治水協議会との連携

- 「流域水害対策協議会」は法定協議会であり，**流域水害対策計画の作成・変更等について協議**するための協議会であり，当該計画に具体に関連する機関を構成員とし，円滑かつ効果的に議論ができる運営体制とする。
- また，本県においては，あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策**「流域治水」を計画的に推進するための「流域治水協議会」**を各地域毎に組織しており，「流域水害対策協議会」での協議内容や取組を「流域治水協議会」の場で情報共有等行い，各地域における本格的な流域治水の取組推進を促す。

流域水害対策協議会
（特定都市河川に指定した場合の法定協議会）

流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うための法定協議会

○円滑かつ効果的に議論ができる運営体制

- 河川部局
- 下水道部局
- 都市部局
- 農政部局

流域水害対策計画に具体に関連する機関

- 有識者　⇒専門的知見から助言

情報共有

流域治水協議会

近年の激甚な水害や，気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え，あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした協議会

【構成員（鹿児島地域の例）】

- ○　市町村長
- ○　県行政関係者
  （県庁課長，出先部長等）
- ○　気象台調整官
- ○　水源林整備事務所長